

新生児聴覚検査（耳の聞こえの検査）の費用を助成します。

生まれつき耳の聞こえにくさ（先天性難聴）がある赤ちゃんは、およそ1,000人に1~2人いるといわれています。聞こえにくさがあっても、早期に発見され、早い時期から療育等の支援を受けることで、たくさんのことばを習得することができ、コミュニケーションがスムーズにできるようになります。

朝倉市では、耳の聞こえの検査（新生児聴覚検査）について、助成をしています。

赤ちゃんの健やかなことばの発達への第一歩。必ず検査を受けましょう。

【対象となる方】

赤ちゃんの住民票が朝倉市内にある方（他の自治体で助成を受けた場合は対象となりません）。

【対象となる検査】 ※産科医療機関等で検査の説明を受け、検査を受けてください。

A A B R 檢查（自動聽性腦幹反應檢查）

○ A E 檢查（耳音響放射検査）

※上記検査のうちいずれか1回（初回検査）のみ。生後27日以内に受けた検査が対象となります。

※保険診療にて検査された場合の費用は対象外になります。

【助成方法】※助成方法については、医療機関によって異なります。詳しくは市にお問い合わせください。

1. 保護者様への償還払い

一旦、検査の費用を自己負担いただいた後、健康課にて助成（償還払い）の手続きを行ってください。

※検査日から6か月後の月末までが申請期間となります。

2. 市から病院への直接支払い

検査を実施した産科医療機関等が検査にかかった費用を、市に請求します。市は、検査にかかった費用を、直接産科医療機関等にお支払いします。

【手続きに必要なもの】 ※助成方法が償還払いの場合のみ。

- 新生児聴覚検査費助成申請書兼請求書（様式はホームページでもダウンロードできます。）
 - 母子健康手帳
 - 印鑑（シャチハタ不可）
 - 振込先がわかるもの 診療費領収証・明細書

〈申請場所・お問い合わせ先〉※郵送は不可。必ず窓口へ直接提出してください。

朝倉市健康課 朝倉市甘木232-1 庁舎2階

8時30分～17時00分（土・日・祝日年末年始を除く）

電話：0946-22-8571